

## 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置が設けられます

～平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度～  
(対象法人：資本金1億円超の普通法人)

外形標準課税の拡大により負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人について、負担増を軽減する経過措置が講じられました。

付加価値額30億円以下の法人

負担増となる額の2分の1を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人

負担増となる額に1/2から0の間の率を乗じた額を軽減

### 【措置のイメージ】

